

平成 25 年 7 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコ
 代表者名 代表取締役社長 伊 藤 貴 俊
 (J A S D A Q ・ コード 8892)
 問合せ先 取 締 役 明 石 啓 子
 電 話 06-6223-8055

当社第 4 回新株予約権の権利行使開始について
 (権利をお持ちの方は 1 株=100 円で当社普通株式を取得いただけます。)

平成 25 年 5 月 9 日付「ライツ・オファリング (ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て) に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社第 4 回新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。) について、本日、平成 25 年 7 月 1 日から、本新株予約権の権利行使期間が開始いたしました。

本日以降、本新株予約権をお持ちの方 (平成 25 年 5 月 26 日付で当社株主の方には、平成 25 年 5 月 27 日に無償にて自動的に本新株予約権が割当てられております。) は、①行使代金支払い及び②行使の請求という 2 つのお手続きを行っていただくことにより、新たに当社普通株式を 1 個 (1 株) あたり 100 円 で取得することができます (これを本新株予約権の権利行使といいます。)

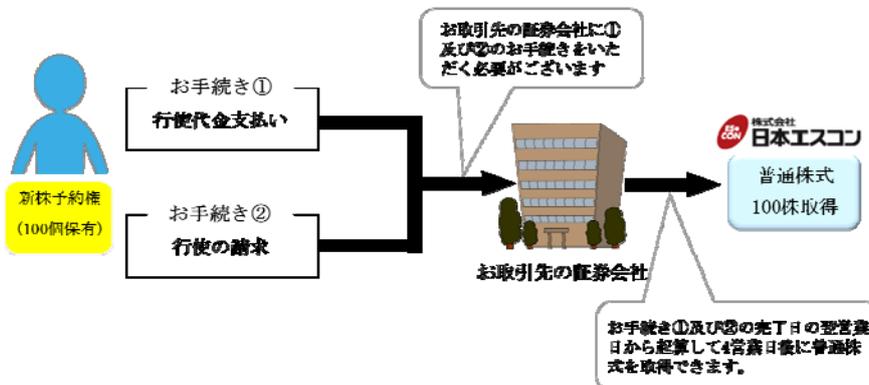
また、本新株予約権は大阪証券取引所 JASDAQ 市場 (平成 25 年 7 月 16 日からは東京証券取引所 JASDAQ 市場) に上場 (証券コード: 88929) しておりますので、市場等を通じて本新株予約権を購入いただければ、基本的にどなたでも (※)、権利行使期間中において、本新株予約権を行使して当社株式を取得いただくことができます。 (この場合には、新株予約権の購入代金に加え、行使代金 (1 個 (1 株) あたり 100 円) が必要となります。)

(※)誠に恐れ入りますが、米国居住株主の皆様は本新株予約権の行使が制限されておりますので、ご注意ください。

つきましては、お手続きの概略及び補足事項について以下をご参照いただければと存じます。

(お手続きの概略)

本新株予約権を 100 個保有する方が、本新株予約権を行使して新たに当社普通株式を 100 株取得する場合



権利行使受付期間 平成 25 年 7 月 1 日 (月) ~ 平成 25 年 7 月 25 日 (木)

(※) 証券会社により、期日を早めている場合がございますのでご注意ください。

お手続き① 行使代金支払い

- 新たに取得を希望する株数に100円を乗じた金額をお振込みいただきます。別途証券会社所定の手数料が生じる場合がございます。

例) 本新株予約権の行使により、新たに当社普通株式を100株取得いただく場合
100個(100株)×100円=10,000円(+証券会社所定の手数料)

お手続き② 行使の請求

- 行使の請求は、株主様のお取引先の証券会社を通じて行っていただけます。お手続きは、書面の提出、インターネット経由でのご請求等、証券会社によって異なる場合がありますので、お取引先の証券会社までお問合せください(お取引先の証券会社にお電話が繋がらない、手続きの詳細について確認できない等ございましたら、当社のお問合せ先電話番号06-6223-8066(土・日・祝日を除く平日9:00~18:00)までお問合せください。)
- 書面の提出によるお手続きの場合、本プレスリリースの最後のページにございます別紙様式をご利用ください(但し、一部の証券会社では証券会社所定の書面でないとお取引できない場合がございますのでご注意ください。)。なお、平成25年5月26日付で当社株主である方につきましては、平成25年6月13日付で「第4回新株予約権割当通知書」という白色の封書を発送しておりますが、当該封書の中にございます「振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書」と同じ書面です。
また、下記URLからのダウンロードも可能です。

(URL:http://www.es-conjapan.co.jp/pdf/request_form_01.pdf)

(補足事項)

本新株予約権の行使をご希望されない方は、お取引先の証券会社に本新株予約権の売却のご注文をいただくことで、本新株予約権を市場で売却して売却代金を得ることも可能です。こちらのお取引の期限は平成25年7月19日(金)となっておりますが、証券会社により期日を早めている場合がございますのでご注意ください。

所定の期間内に権利行使及び売却のお手続きを実施されない場合は、本新株予約権は失権し、その権利行使又は売却のいずれも行うことができなくなりますのでご注意をお願いいたします。

※当社ホームページにて、当社ライツ・オファリングに関する専用サイトをご用意しております。お手続の詳細や買付けの取次業務を行う証券会社等について取り纏めておりますのでご参照ください。

(URL:http://www.es-conjapan.co.jp/rights_offering.html)

ライツ・オファリングに関する専用お問合せ先
株式会社日本エスコ
06-6223-8066
(土・日・祝日を除く平日9:00~18:00)

権利行使受付期間 平成25年7月1日(月)~平成25年7月25日(木)

(※) 証券会社により、期日を早めている場合がございますのでご注意ください。

以上

ご注意：

本書は、当社の第4回新株予約権のお手続等に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、平成25年5月9日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」

（URL：http://www.es-conjapan.co.jp/rights_offering.html）及び平成25年5月9日提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行については、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

